

## 国内経済要録

### 年末臨時寄託券制度の廃止

銀行券年末臨時寄託の措置は、昭和 22 年当時の交通不如意等の情勢を勘案して実施され、爾後昭和 24 年末を除き引続き 29 年末まで実施されて来たが、交通事情等は既に正常に復しており、且つ最近の金融情勢の推移等に鑑み、金融正常化の見地から 30 年はこれを行わないこととなつた。

### 銀行券発行保証充当限度の改訂

銀行券発行保証充当限度は、昭和 29 年 12 月改訂以降総額 7,500 億円、内対民間関係 3,800 億円、対政府関係 3,700 億円に据置かれてきた。しかし最近本行貸出の順調な収縮を映じて対民間関係の限度に余裕を生じる一方、対政府関係限度は食管会計借入限度の引上げによる食糧証券の本行引受累増が見込まれたため、充当物件額を著しく下回り、特に年末の銀行券増発に際し限度不足を来すことも考えられたので、限度総額は据置のまま、対民間関係限度を 2,300 億円に（従前より 1,500 億円減）、又対政府関係限度を 5,200 億円（従前より 1,500 億円増）に夫々改訂することとなり、30 年 12 月 12 日より実施された。なお銀行券発行限度は 5,100 億円に据置かれた。

限度額の内訳は下記のとおり。

#### ○対民間関係限度額

- (イ) 商業手形、銀行引受手形等 1,000 億円 ( 800 億円減)
  - (ロ) 手形、国債その他の有価証券、地金銀又は商品を担保とする貸付金(一般貸付金) 800 億円 ( 900 億円減)
  - (ハ) 外貨債券 300 億円 ( 200 億円増)
  - (ニ) 外貨債権及び外国為替引当貸付 200 億円 (据置)
- 計 2,300 億円 (1,500 億円減)

#### ○対政府関係限度額

- (イ) 政府貸付金 100 億円 (据置)
  - (ロ) 国債 5,100 億円 (1,500 億円増)
- 計 5,200 億円 (1,500 億円増)

### 本行所有短期証券の売却実施

今後の金融情勢に対処し市場資金の調節を図るため、30 年末より、次の要領により本行所有政府短期証券の売オペレーションを実施することとなつた。

- (イ) 売却先……銀行、金庫、その他必要と認められる先。
- (ロ) 売却金額……売却の依頼があつた場合は、依頼先の資金繰等を勘案の上、その可否及び売却金額を決定する。
- (ハ) 売却政府短期証券の種類……食糧証券及び外国為替資金証券。

- (ニ) 売却方針及び売止期間……売却に当つては、原則として償還期日前 10 日を売止期間とする。
- (ホ) 買戻……売却後償還期日まで保有させることを建前とするが、売却先の資金繰上やむを得ないと認められる場合は、売却日以後 1 週間を経過した後に限り買戻に依り得るものとする。
- (ヘ) 売買に適用する割引歩合……日歩 1 銭 5 厘
- (ト) 売買単位……額面百万円単位とする。

### 31 年度における農業手形制度の実施

最近における農家経済の好転、系統機関の資力の増進等にも拘らず、北海道、東北地方の農家および系統機関では、なお農手制度利用による営農資金調達必要性が認められるので、31 年度も引つづき実施することとなつた。ただし実施にあつては 30 年度の指導要領を一層徹底せしめ、制度運用の適正を期することとした。

なお農手制度による市中貸出金利については、農協および小売業者の貸出金利に限り日歩 2 銭 5 厘以内として、できるだけその低下を図るよう指導することとし、系統機関内における貸出金利および銀行の小売業者に対する貸出金利については、自主的決定にゆだねることとした。

### 外国為替引当貸付の利子歩合変更

最近のニューヨークおよびロンドンにおける、一流銀行引受手形の割引レート上昇に鑑み、本行ではアメリカ合衆国および連合王国通貨表示の手形を引当とする外国為替引当貸付の利子歩合を引上げ、それぞれ日歩 6 厘（現行 5 厘 5 毛）、日歩 1 銭 1 厘（現行 1 銭 5 毛）に改め、外国為替銀行の手形買取日が 30 年 11 月 28 日以降のものを引当とする貸付分から実施した。

またアメリカ合衆国通貨表示の手形については、さらに 5 毛引上げ日歩 6 厘 5 毛に改定し、外国為替銀行の手形買取日が 12 月 16 日以降のものを引当とする貸付分から実施した。

### 適格社債及び指定地方債の事前指定方式の取止め

社債及び地方債の消化促進を図り、併せて起債市場育成のため、本行においては社債及び地方債について、昭和 24 年 6 月及び同 27 年 6 月以降夫々事前適格指定方式を実施してきたが、最近の金融情勢等に鑑み、起債市場の正常化を促進する趣旨から、30 年 12 月発行分を限りこの方式を取止めることとした。

従つて本年 1 月以降発行される社債及び地方債については、発行後その市場性、減債能力、担保等の条件を勘案し適時適格社債及び適格地方債を選定する扱とし、これを担

保とする貸出の取扱は、従前の適格社債及び指定地方債を担保とする貸出と同様とすることとした。

#### 公社債券、地方債、金融債及び事業債の発行条件等改訂

最近の金融情勢を映じ社債等の消化は極めて順調であるが、一方発行者側には発行条件再改訂必至の観測から新規発行を見合わせるものも現われ、この際起債市場の安定のため条件改訂を行う必要が生ずるに至つたので、起債懇談会においては、12月発行分より公社債券、地方債、金融

債及び事業債の発行条件並びに諸手数料を大幅に改訂することとした。

更に、地方債及び事業債の発行価格については、本来市場の実勢により決定されるべきであるので、今回の改訂を機に基準価格のみを定め、個々の価格はこれを基準に関係者の自主的決定にまつこととなつた。

なお改訂後の発行者利回り及び応募者利回りは次のとおり。

(括弧内は旧条件)

		公社債券	地方債	金融債		事業債
				利 附	割 引	
応募者利回り	年利(%)	7.60(7.83)	8.11(8.61)	7.91(8.50)	6.64(7.05)	8.22( 8.73)
	日歩(銭)	2.08(2.14)	2.22(2.36)	2.16(2.32)	1.82(1.93)	2.25( 2.39)
発行者利回り	年利(%)	7.88(8.18)	8.84(9.59)	8.04(8.63)	7.75(8.64)	9.50(10.50)
	日歩(銭)	2.16(2.24)	2.42(2.62)	2.20(2.36)	2.12(2.36)	2.60( 2.87)

#### 全銀協の不要不急業種社債買入抑制措置

全銀協融資自主規制委員会では、最近における経済情勢に対応して、不要不急業種社債の買入につき抑制措置を講ずることとし、30年12月26日各地協会に対しその旨通牒した。その要旨は以下のとおりである。

1. つぎの不要不急業種企業の発行する社債の買入は、原則として行わないこと。

- (イ) 不動産業（ただしアパートの如き住宅建設に資するものは除く）
- (ロ) 旅館貸問業
- (ハ) 料理業
- (ニ) 興業および娯楽業

2. 上記以外の業種でも、直接国民生活の安定、または生産に寄与しないビルディング等（アパートの如き住宅建設に資するものは除く）の建設または取得のための社債、およびその他不動産買収等に資するための社債の買入は、原則として行わないこと。

#### 単独運用指定金銭信託の配当率引下

信託協会では、貸出金利の低下傾向に即応し、さきの合同運用指定金銭信託および貸付信託の配当率引下げに引つづき、単独運用指定金銭信託の配当率も、現行日歩2銭2厘から1銭9厘に引下げることとし、30年12月5日以降新規受託分から適用することになつた。

#### IMFから円貨買戻し実施

政府は最近外貨保有高が増加しているばかりでなく、外為会計の不足円資金調達のためにも、IMFが保有する円貨中、昭和28年秋英貨22.3百万磅買入に際して支払つた円貨を、米弗を以て全額買戻すこととし、30年12月中につきの如く2回に分けて実施した。

12月5日 32,437千弗 (11,677百万円)

12月27日 30,000千弗 (10,800百万円)

#### 食管借入限度の引上

「食糧管理特別会計法の一部を改正する法律」(法律第185号)は、30年12月16日成立、即日公布され、これによつて従来借入限度2,600億円は3,500億円に引上げられた。これは本年産米の異例の豊作から、買上量が予想外に増加し、年度中に3,130万石に上る見込となつたためである(当初予想は2,350万石)。

なお年度末の借入限度は改めて検討される予定である。

食管借入限度の推移(単位億円)

- (1) 借入金最高限度 (2) 年度末糧券発行限度

改訂日	限度額
24. 12. 12	1,700
27. 12. 23	2,200
28. 8. 1	2,400
29. 4. 1	2,600
30. 12. 16	3,500

年 度	限 度 額
26	1,240
27	1,470
28	1,950
29	2,260
30	2,410

#### 臨時地方財政特別交付金の交付

地方財政窮乏の現況に鑑み、当年度の財源対策として臨時地方財政特別交付金が交付されることとなり、次の如き関係法律が成立、何れも30年12月19日公布された。

1. 昭和30年度の地方財政に関する特別措置法(法律第190号)

昭和30年度に限り、各地方団体に対し総額160億円の臨時地方財政特別交付金を交付する。

各地方団体への配分は地方交付金に準じ、交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて交付する。

2. 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律(法律第191号)

臨時地方財政特別交付金を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において借入金を行うことができるものとする。

臨時地方財政特別交付金に相当する金額は、一般会計からこの会計に繰入れるものとする。

なお上記に伴う 30 年度補正予算は 16 日成立、同特別会計の歳入、歳出金額を追加（160 億円）するとともに、借入金（従来なし）及び一時借入金（従来 21 億円）の限度額を夫々 160 億円、181 億円と定めた。上記該当額は通常国会において一般会計予算の補正により繰入れられるが、取敢えず国庫余裕金の繰替使用により賄う建前である。

一般会計の補正財源は詳細未定であるが、一応下記の如く予定されている。

公共事業費削減	88億円
賠償等債務処理費 "	30 "
一般経費 "	42 "
計	160 "

（なお公共事業費削減による負担減少 28 億円と合わせ、地方団体の財源は 188 億円＝交付税率 3% 相当額だけ増加）

#### 地方財政再建促進特別措置法（法律第 195 号）の成立

地方財政の赤字処理と再建促進の目的を以て、第 22 国会以来継続審議中であつた同法案は、30 年 12 月 16 日参院を通過、同 29 日に公布施行された。同法の骨子は以下のとおりである。

#### 1. 財政再建債の発行

##### (1) 発行団体

29 年度決算において歳入欠陥を生じている団体で申請により指定を受けたもの

##### (2) 発行額

次に掲げる金額の範囲内で、当該財政再建団体の財政の再建のため必要と認められる金額

- イ、翌年度歳入の繰上充用に相当する金額
- ロ、支払繰延又は事業繰越にかかる金額から、当該支払又は事業の財源に予定し得る後年度分歳入及びその他政令で定める額を控除した金額
- ハ、退職職員に支給すべき退職手当の財源に充てるため必要な金額

##### (3) 発行方法

イ、公募を原則とする。但し国以外のものの引受分の中、当該再建債の債権者の申出があれば、150 億円を限度として政府資金をその再建債を発行した地方団体に対して融通する。

ロ、金利については、年 3 分 5 厘を超える支払利子額のうち、年 5 分相当額まで、国は予算の範囲内で利子補給を行うことができる。

ハ、原則として 7 年以内に、財政再建計画に基き償還（退職資金充当分は 3 年以内）

#### 2. 財政再建団体起債の場合の前提条件

##### (1) 財政再建計画の樹立

イ、自治庁長官の承認を受け、計画実施後 7 年以内に収支均衡を回復するよう所定項目につき策定。

ロ、再建計画に基く予算の調整、その執行につき再建団体の長の権限を強化する。また所定の事項については他の法律の規定に拘わらず行政合理化の権限を与える。

##### (2) 計画不履行の場合の措置

自治庁長官は計画達成に必要な措置を当該再建団体に求めることができ、それに応じない場合には利子の補給を停止することができる。

#### 輸出生糸保管株式会社の発足

さきに 22 国会で改正された繭糸価格安定法に基き、12 月 20 日輸出生糸保管株式会社の発足をみた。即ち旧法によれば、政府は輸出生糸の市況安定を図るために安定帯価格（最高 23 万円、最低 19 万円）を設け、糸価安定特別会計を通ずる売買操作を行い得ることとなつていたが、買入、売渡価格がそれぞれ最低及び最高価格に限定されて弾力的運用を行い得なかつたこと、また實際上政府保有糸なしに発足したため、市況高騰期に於て実際上売渡操作を行い得ないという欠陥があつた。そこで改正法では政府の売買操作を補完するために、輸出生糸の買取保管会社として当社を発足せしめ、製糸業者の希望に応じてより弾力的な売買操作（政府に売渡すべき輸出適格生糸を常時業者から 6 か月期限の買戻約款附で買応じ、買戻の実行なき分を政府に売渡す）を行わしめることとしたものであり、市況低迷の折からその円滑な機能発揮が期待されている。

#### 米国向綿製品輸出調整措置

政府は最近米国の対日綿布輸入制限への動きに対処するため、取敢えず 11 月 22 日米対米綿製品輸出契約の受付を停止すると共に、恒久対策を検討しつゝあつたが、去る 12 月 21 日、官民合同の米国市場問題特別委員会において次の如き輸出調整措置を決定、30 年 1 月 1 日より実施に移すこととなつた。

- (イ) 1956 年における対米綿布輸出総量を 150 百万方碼に制限する。
- (ロ) 特に米国品と競合する品種には、品種別枠を設ける。
- (ハ) このため商社には P Q S 制＝比例割当制（過去の輸出実績に応じて商社別に輸出比率を決め、その枠内で輸出を認める制度）、メーカーには逆リンク制（割高な米綿を輸入した業者に対してだけ、その輸入量に応じて綿製品の輸出を認める制度）を実施し二段構えの規制を行う。